諮問番号：令和元年度諮問第４２号

答申番号：令和元年度答申第４９号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○保健福祉総合センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成３０年６月２７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第６３条に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

○○○と○○○○○は関連しており、仮に障害等級が３級と判定された場合でも加算金はつかない。通院も不可能になり、より生活が苦しくなる。

病気で長く通院している者が、資力があるにもかかわらず保護を受けた者に該当するならば、どうして生きろというのか。今後も入院の可能性があり心細い。

入院も服薬も長くしている。その間働いていない。１時間７０円の作業所へ１１年間通い、工賃は申告してきた。病気のため、やむなく保護を受給し、通院したのであり、保護は本意ではなかった。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件処分に至る経緯について

本件についてみると、審査請求人が年金の裁定請求を行った結果、平成３０年６月１５日に、定例支給分を含む遡及年金等４３１，２４７円を受給したことから、処分庁は、収入認定の対象とした額を除いた３４５，１７６円が、資力発生日以降に支給済みの生活保護費から時効分を除いた金額を下回っていたため、同額を返還決定する本件処分を行ったものと認められる。

（２）法第６３条に基づく返還について

審査請求人は、保護を受けるのは本意ではなく、やむなく受給していたのであって、「資力がありながら保護を受けた」とされることが納得できないものと推認される。

生活保護では、法第４条第１項で規定する「保護の補足性の原理」により、年金収入は、受給額の全額を収入認定することとされていることから、処分庁は、法第６３条及び「生活保護問答集について」（平成２１年３月３１日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）の問１３の６の答（１）に照らし、審査請求人が受給した平成２５年４月分以降の保護費に、審査請求人が遡及して受領した年金を収入認定したものとすると生じる過払額について、「資力がありながら、保護を受けた」ものとみなして、法第６３条の規定に基づく返還決定を行ったものであり、本件処分に違法又は不当な点は見当たらない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点は認められず、審査請求人の主張は認められない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和２年１月３０日　　　諮問書の受領

令和２年１月３１日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：２月１４日

口頭意見陳述申立期限：２月１４日

令和２年２月２７日　　　第１回審議

令和２年３月　３日　　　審査会から処分庁に対し回答の求め（回答書：令和２年３月１３日付け○○○○第２５９９号。以下「回答書」という。）

令和２年３月２３日　　　第２回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条第１項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条は、「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第６３条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

（３）問答集の問１３の１の答は、「本来、法第６３条は、受給者の作為又は不作為により実施機関が錯誤に陥ったため扶助費の不当な支給が行われた場合に適用される条項ではなく、実施機関が、受給者に資力があることを認識しながら扶助費を支給した場合の事後調整についての規定と解すべきものである。」と記し、法第６３条により処理することが妥当な場合として、「実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき（判明したときに申告していればこれは、むしろ不当受給と解すべきではない）。」と記している。

（４）問答集の問１３の６の答（１）は、「年金受給権は、裁定請求の有無にかかわらず、年金支給事由が生じた日に当然に発生していたものとされている。したがって、この場合、年金受給権が生じた日から法第６３条の返還額決定の対象となる資力が発生したものとして取り扱うこととなる。」と記している。

（５）生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成２４年７月２３日社援保発０７２３第１号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の１は、法第６３条に基づく費用返還の取扱いに係る返還対象額について、（１）で、「原則、全額を返還対象とすること。ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない。」とし、その一つとして、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。」が示されており、そのただし書において、

「以下の使途は自立更生の範囲には含まれない。

（ア）いわゆる浪費した額（当該収入を得たことを保護の実施機関に届け出ないまま費消した場合を含む）

（イ）贈与等により当該世帯以外のために充てられた額

（ウ）保有が容認されない物品等の購入のために充てられた額

（エ）保護開始前の債務に対する弁済のために充てられた額」

と記している。

　また、（２）で、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、「年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、上記（１）と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められる。」とし、

　「（ア）保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

　　　①資力の発生時点によっては法第６３条に基づく費用返還の必要が生じること

　　　②当該費用返還額は原則として全額となること

　　　③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害などの本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」

と記している。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成２１年３月１日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成３０年６月１３日に処分庁が受領した、同年４月２６日付けの審査請求人の国民年金・厚生年金保険年金証書によれば、審査請求人が「受給権を取得した年月」は、「平成２３年１２月」と記載されている。

（３）平成３０年６月１５日のケース記録によれば、処分庁は、同日に審査請求人から、年金支払通知書の写しを受領した。年金支払通知書の写しによれば、同日に審査請求人に対し、遡及年金等４３１，２４７円（以下「本件遡及年金等」という。）が振り込まれることが確認できる。

（４）平成３０年６月２７日に、処分庁は、本件遡及年金等から収入認定及び返還通知書（又は納付書）による返還（以下「収入認定等」という。）の対象とした額を除いた３４５，１７６円を返還決定する本件処分を行った。

（５）平成３０年８月３日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件遡及年金等は、平成２９年８月1日から、老齢年金を受け取るために必要な資格期間が２５年以上から１０年以上に短縮されたため、審査請求人にも、平成２３年１２月に受給権が発生したことによるものであると思料されるので、審査請求人の保護開始時から遡及年金等の受給権が判明するまでの間は、たしかに、審査請求人及び処分庁の双方とも、審査請求人に資力があると認識することはできなかった。

しかし、法第６３条は、同条に基づく返還義務は「資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に生ずると規定しているものの、前記１（３）のとおり、実施機関及び受給者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明した場合も、法第６３条が適用されるものと解されている。よって、本件遡及年金等の場合も、法第６３条を適用する場合に該当すると解される。

（２）法第６３条により、保護実施機関は、被保護者に返還を命じる額の決定につき裁量権を有するが、法がこのような裁量権を認めた趣旨は、法が最低限度の生活を保障するのと同時に、被保護者の自立を助長することも目的としている（法第１条）からである。課長通知は、法第６３条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合に限り返還額から控除して差し支えないこととし、控除できる範囲を具体的に示している（以下、「自立更生免除」という。）。

そして、遡及して受給した年金収入についての自立更生免除の取扱いに　ついては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮し、厳格に対応することが求められるとした上で、①資力の発生時点によっては法第６３条に基づく費用返還の必要が生じること、②当該費用返還額は原則として全額となること、③真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害などの本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないことについて、被保護者に説明することとされている。

ここで、回答書によると、処分庁は審査請求人に対し、本件処分を行うまでに本件遡及年金等の取扱いについて繰り返し説明を行っている。そして、その上で、審査請求人から、自立更生免除に該当する費用についての言及がなく、審査請求人の生活状況を鑑みて、特に検討すべき対象となるものが見受けられないと判断したことがわかる。

この点について諮問書の添付書類（事件記録）を精査したが、審査請求人が自立更生免除に該当する費用を具体的に主張したところは認められない。

（３）本件処分は、審査請求人が年金の裁定請求を行った結果、平成３０年６月１５日に、本件遡及年金等を審査請求人が受領することを処分庁が確認したことから、処分庁が前記１（２）及び（４）に照らし、収入認定等の対象とした額を除いた３４５，１７６円について、資力発生日以降に支給された保護費から時効分を除いた金額を下回っているとして、同額を返還決定したものである。それゆえ、これに違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子